

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

羽咋市

2 構造改革特別区の名称

羽咋のご利益-御神酒^{おみき}(濁酒)特区

3 構造改革特別区域の範囲

羽咋市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(地域状況)

羽咋市は本州の中央部にある日本海に突出する石川県・能登半島にあり、本市はこの半島の基部西側に位置し、能登への玄関にあたり古くから「口能登」(くちのと)と呼ばれている。市の中央部に広がる邑知地溝帯によって北西部の眉丈山系と南東部の石動山系との中山間地域に分けられている。この2箇所の中山間地域およびその周辺は傾斜地が多く、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を有しているが、担い手の高齢化や農家戸数の減少、離村等により著しい農村集落機能の低下が懸念されている。

平野を囲んで海手、山手に集落が集散している。東方は宝達丘陵の一つである碁石ヶ峰(461m)を仰ぎ富山県氷見市に接している。西方は日本海に臨み、海岸線は延長8kmのなぎさドライブウェイがある。北方はおもに眉丈山系を境として、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町に接している。南方は羽咋郡宝達志水町と隣接している。市域は東西南北にほぼ9km四方、行政区域総面積は81.96K㎡あり、石川県全体の面積のうち1.96%を占めている。地目別面積では田29% 山林18% 宅地8% 畑5% 雑種地2% 原野1% その他37%となっている。

気候は、日本海型気候に属し降雪を伴う冬季及び年間降水量が多いが、積雪量は北陸地方の各都市と比較して少なく、年間平均気温は14℃、年間降水量は2,195mmと比較的温暖な地域である。

(産業構造・人口および農家世帯数の推移)

羽咋市の産業構造は、第三次産業が多くを占めており、第一次産業は 7.6%と低くなっている。

農業従事者は凡そ 3,000 人で、82%が恒常的勤務に就いており、日雇い等に 8%前後流出している。

また、昭和 40 年には 29,090 人あった市の総人口が平成 12 年には 25,541 人と減少の一途を辿っている。とりわけ、昭和 60 年度に 2,250 戸あった農家戸数は、平成 12 年度には、1,222 戸と半減しており、特に中山間地域(神子原・千石・菅池・宇土野・白瀬・一ノ宮・滝谷)とその周辺地区では農家戸数の著しい減少と、いわゆる「空き農家」とともに付随し管理者がいなくなった「空き農地」が目立ってきている。

羽咋市の中山間地域の代表的な地区では離村率は高く、なかでも千石・菅池・神子原町は農家の高齢化と集落世帯数の減少により、集落機能も失われつつある状況で「農村集落崩壊」の危機的状況にあり、限界的農村となっている。

この地区の耕作放棄地は、平成 12 年末で 31ha、平成 15 年度末では 35ha となっており、今後ますます増加する傾向にある。市全域では平成 15 年度末では、およそ 180ha の耕作放棄農地を抱えている。

(農業従事者の他産業就業状況)

単位：人

	他産業就業者		
	男	女	計
恒常的勤務	1,587	1,169	2,756
出稼ぎ	2	1	3
日雇い・臨時雇	147	99	246
自営兼業	226	157	383
総計	1,962	1,426	3,388

(資料：H12 農業センサス)

(中山間地域の集落世帯数)

羽咋市において空き農家が集中している中山間地域の神子原地区では、昭和 59 年度には 196 世帯・人口 832 人あったが、平成 16 年 12 月末時点では、167 世帯・人口 524 人へと下降し、人口は 46%も著しく減少してきている。

この集落人口の減少は、農業の取組みはもとより集落としての共同取組みである農業用水の水路確保、急斜面の法面の草刈など多面的機能の維持にも支障をきたすようになってきている。さらに町としての町会機能も、高齢化し若い世代がいらないという理由から集落の各世帯への事務連絡や年中行事の祭礼も成り立たなくなっている。

(神子原地区 神子原町・千石町・菅池町の世帯数と人口推移)

単位 人 H16 年 12 月現在

地区 年度	S59	H1	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
神子原 世帯数	132	132	129	127	124	124	123	124	124	122	121	119	115

千石	人口	557	518	472	449	427	428	419	417	407	399	386	381	367
	世帯数	31	30	28	28	28	27	27	27	26	26	26	27	24
菅池	人口	141	134	114	109	106	104	101	98	95	88	92	87	75
	世帯数	33	32	31	31	32	31	32	32	32	31	30	30	28
	人口	134	128	105	106	100	97	99	97	96	91	83	85	82

資料 羽咋市調査

(市全体の農家数変化)

区 分	総世帯数	農家数	専業農家	第一種兼業	第二種兼業	計	男	女
昭和 60 年	7,608	2,250	127	270	1,853	10,432	5,048	5,384
平成 2 年	7,677	1,871	153	135	1,583	8,592	4,165	4,427
平成 7	7,787	1,597	144	130	1,323	7,127	3,472	3,655
平成 12	7,973	1,222	129	135	958	6,067	2,917	3,096
年度	世帯	戸	農家数 単位:戸			農家人口 単位:人		

資料(H12 農業センサス)

(地名と濁酒)

本市の名称は古くから日本書記にも、その地名が登場し、神話の街としても知られており、平城京跡の木簡にも「羽咋」と記載されたものが発見されている。市の中央部にある広がる邑知瀧(おうちがた)は、かつて「オロチ瀧」と呼ばれ、大蛇伝説や怪鳥伝説があり、能登を平定したオオクニヌシ尊は「農業と酒の神」でもある。羽咋市の一ノ宮地区にある気多神社を中心に行われる恒例行事である「平国祭」(へいこくさい)は、能登平定を記念し1500年以上も前から続けられる奇祭として知られ、今でも毎年3月18日～23日まで能登(2市2郡)を行幸し、関係者には御神酒がふるまわれている。また、神子原地区では江戸時代から明治時代にかけてオンド様(イザナミ神)に捧げる御神酒として「自家製どぶろく」を製造していた歴史的風土もあり、本特区計画は本市にスムーズに受け入れられる土壌がある。

(羽咋市観光の現状と課題)

羽咋市は活力ある産業基盤を形成し、雇用の場を確保していくためには、企業誘致や地場産業の育成をはじめ、商業・観光業の活性化、地域性に即した農林水産業の振興に努めるとともに、地域資源や歴史を活用した産業を育成する必要に迫られている。

とりわけ、観光においては、通過型観光といわれている南北に細長い観光圏を東西に広げ、観光圏全体を拡大する方向が望まれている。

本市には国内唯一の波打ち際を車でドライブできる砂浜「千里浜なぎさドライブウェイ」や気多大社の本殿背後に、古くから神域として信仰の対象となり、「聖域」として住民の出入りが禁じられてきた「入らずの森」と呼ばれる広さ約3.3ヘクタールの常緑広葉樹の自然林がある。この

「聖域」は樹齢三百年から五百年の広葉樹が自生し、昭和五十八年の全国植樹祭に行幸された昭和天皇が、鶴来町の県林業試験場で種をまかれた杉三本を植樹された歴史を持っている。また、石川県のレッドデータブックで絶滅危惧 類に分類されているイカリモンハンミョウの生息地となっている長手島では、片麻（へんま）岩や花崗（かこう）岩を主とする礫が散在し、見事な石庭を思わせる景観が楽しめ、その礫の一部から、世界で初めての新鉱物「長手石」（ナガテライト）が発見されるなど本市固有の豊かな自然環境や古刹妙成寺の重要文化財である五重塔や県内の埋蔵文化財のおよそ 60%を保有する歴史的文化遺産を守り続け、観光資源として積極的に活用していくことが求められている。交通環境の整備や情報通信網の発達に伴い、日常生活圏が拡大しつつあるため、昼間における人口の流入・流出は、ともに増加傾向にある。国勢調査の推移でみると、就業人口では、羽咋市から金沢圏域、羽咋郡南部・北部への通勤の増加傾向が大きくなっており、一方で、他の圏域から羽咋市への通勤については、羽咋郡南部、鹿島郡南部からの流入が増えており、北部からの流入は昭和 60 年以降減少傾向にある。通学人口では、羽咋郡北部、鹿島郡南部からの流入が減少し、金沢圏への流出の増加傾向が大きくなっており、平成 7 年の国勢調査では、昼間人口で 1,010 人の流出超過となっている。

さらに、観光客は景気が停滞するなか減少する傾向にあるが、アクセス面においては、JR 七尾線の電化に伴う特急の乗り入れや能登有料道路の 4 車線化など利便性の向上はある。また、国道 415 号沿線では近年、大型商店の進出により新たな商業圏が形成されつつあり、国道 159 号線羽咋バイパスや広域農道の整備などで、今後は周辺地域からの流入率が高くなると見込まれるが、一層の観光資源発掘や交通環境に磨きをかけ、魅力ある地域を形成することにより、訪れる人びとの回遊性を高め、交流人口の増加が急務となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

グリーン・ツーリズムが全国的に定着しつつある中で、他の地域との差別化を迫られている現状において、羽咋市では特に農業とそこから生み出される 1.5 次産品（農漁産物加工品）に着目し、地域の特産品開発を促進することによって、自ら考え自活・自立できる農村集落を目指し、新たな魅力ある農漁村づくりに力を注いでいる。1 次産業から 1.5 次産業の創出によって、農漁産物を加工することにより付加価値を付け、生産・販売・個別流通体制のサイクルを IT の活用によって創り上げようとしている。

本構造改革特別区域において、特定農業者による濁酒の製造が可能となれば、農家収入の増加や、都市住民との交流促進、農家民宿などの経営による農業経営の多角化、濁酒製造原料（酒米等）の作付けによる農地の保全、また派生的には、海岸部中山間地域の特定農業者（民宿経営者）による新たなメニュー創出とリピーターを中心とした観光客の増加などに寄与する。ひいては、農家数の減少及び従事者の高齢化、農作業等の担い手不足などによる生産力の減退、生産基盤である経営耕地面積の減少や耕作放棄地の増加など、農村集落の機能や伝統文化が損なわれつつある現状に歯止めをかけることにもなる。

本構造改革特別区域計画は、羽咋市で現在行われている農地保全と交流人口の増加施策や今後予定している農村活性化施策と組み合わせ、相乗的な観光産業活性と農村集落活性の推進に資するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

近年地域活性化の起爆剤となり、全国各地で推進されているグリーン・ツーリズムについて、羽咋市は平成15年度に行われた「グリーン・ツーリズム全国大会-石川大会」をきっかけに四季の体験メニューを新たに創設し、観光客数の増加を図ってきた。

しかし、地域状況で先述したように羽咋市は能登の玄関である「口能登」にあたり、都市部である金沢市と奥能登の間に位置するため、滞在型観光ではなく通過型観光が主流となっている。

そこで、特定農業者が濁酒製造を可能とし、古来の濁酒を復活させ「古代のお神酒」と位置付け、これを観光の目玉とし、都市住民等に提供する事により交流を一層促進し、滞在型観光の推進を図る事及び農村集落の安定収入と1.5次産品創出による総合的な自活支援策を目的とする。

- (1) 交流人口・滞留人口・観光人口の増加
- (2) 農家の増収

7 構造改革特別区域計画の実施が構造特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特別区域計画の実施により、特定農家の増加を推進し、平成17年度より支援策として行われる「神子原棚田米のオーナー制度」により都市住民との交流に一層の付加価値を付け、新たなグリーン・ツーリズムのコースの創設と交流人口・滞留人口の増加が期待できる。

主に下記の2つの効果が期待できる。

(1) 交流人口の増加

○観光客の増加目標

区分	現在	平成19年度目標	平成22年度目標
宿泊客数	46,489	50,000	55,000
日帰客数	1,831,839	1,900,000	1,950,000

(2) 農村集落の自立

○農業者による新規起業

区分	現在	平成19年度目標	平成22年度目標
農家民宿等の数	2件	10件	18件
濁酒製造農家数	0件	5件	12件

平成16年12月8日に認定を受けた「羽咋のとっても簡単就農特区」や「空き農地・空き農家バンク制度」を活用し、新たに羽咋市の中山間地域において定住・就農しようとする都市住民においても、農業副収入の増加により特定農業者としての起業希望の増加が見込まれ、集落機能の維持や、農地保全においても、濁酒製造農家が1軒当たり年間1,000の濁酒を製造しよ

うとするとするならば、濁酒製造における原料作付面積は1軒につき約10aの農地が必要になる、従って上記の目標が達成されれば平成22年度には120aの農地保全も可能となる。

過去、経済誌で二度にわたって全国のおいしい米ベスト10に選ばれた「神子原米」(みこはらまい)の生産地域において、生産されるおいしいお米で製造した濁酒(いわゆる「どぶろく」)を、特定農業者が余暇を過ごす都市住民に振舞うことによって新たなマレビト(客人)を迎え入れるきっかけともなる。

さらに、濁酒の需要の増加により、上甘田地区などで民宿業を営む特定農業者が「羽咋のとっても簡単就農特区」を活用し、現在耕作放棄田となっている農地を活用し、濁酒(いわゆる「どぶろく」)の原料である米の生産をすることにより、耕作放棄地の予防や農地保全策につながる事が大いに期待できる。

また、現在本市にあるグリーン・ツーリズムのコース(農業体験・そばと坐禅体験・田舎料理体験・機織体験・寒鮎料理体験・陶芸体験・味噌作り体験など)に新たな魅力を加えることとなる。

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 濁酒製造免許取得支援

濁酒製造希望の特定農業者及び一般特定農業者への集落説明会の開催と申請方法・製造研修会等の説明会の開催。

(2) 石川グリーン・ツーリズム促進特区(1002)の活用と農家民宿開業支援

本構造改革特区の認定により、新規に農家民宿経営を希望する農家が増加することが期待され、石川グリーン・ツーリズム促進特区である「地方公共団体および農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業(1002)」の特例措置を活用することによって、実施主体の新規事業展開を支援していく。

(3) 神子原棚田オーナー制度

都市住民に対して「棚田オーナー」となってもらい、年間2度の田植え・刈り取り時に濁酒をふるまい、棚田だけではなく「飲食」によるリピーターを創出する。現在25区画から50区画(50家族)まで拡大し、交流人口を拡大し濁酒の需要増加を図る。

(4) 空き農地・農家情報バンク制度

農村集落の空き家になっている農家と耕作放棄になっている農地とをセットにして貸し出し、都市住民の定住促進し農地保全・集落維持等をすると共に、親族・友人等にも田舎暮らしのスローライフを満喫してもらい、副次的に都市住民との交流を促進する。

(5) よぼし親農家制度

17年度から開始される事業で、都市住民に農家生活・農業体験が農家制度で、都市住民は「農家の烏帽子(えぼし)子」として登録し、仮の親子関係となり気兼ねすることなく農家を第二の故郷として、通常の農家民宿では味わえない家族ぐるみの体験をする。

(6) 1.5次産業推進事業

農村集落の活性化のため、一次産品を加工し1.5次産品(加工品)の奨励と直売所及び加工所の設置計画及びIT活用した農村のe地域ビジネス計画を策定し創業にめがけ、今後3カ年の各種特産品の総合的な開発計画により、農村集落の経済的自立と都市住民との交流を促進させ、本特定事業の支援とする。

(7) 「羽咋のとっても簡単就農特区」

「空き農家・農地情報バンク制度」を利用して入居する都市住民にとって新たに農地を取得しようとする場合、障害となっている農地取得の下限面積である50aを10aに緩和することにより、当該地区の新規就農の促進と農地保全、集落機能の維持など多くの効果を狙った特別区の設定である。

(8) 羽咋市農業後継者育成条例の活用

将来、羽咋市において農業に従事するため、農業関係大学等に入学した者に対し「農業奨学金」(月額10万円とし、4年間支給する)を支給する制度。農業研修者に対して、農業経営に関する知識及び技術の習得のため、「農業研修助成金」(月額5万円とし、最長2年間支給する。ただし、1か月以上の研修期間を要する。)を支給する条例。(ともに40歳未満の者に限る。)平成14年度から施行されている。

別 紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規則の特例措置の適用をうけようとする者

構造改革特別区域計画内で、酒類を自己の営業場等において飲用に供する業（民宿、旅館、料理飲食店等）を併せ営む農業者で、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

（1）事業に關与する主体

上記 2 に記載するもので、酒類製造免許を受けた者

（2） 事業が行われる区域

羽咋市の全域

（3）事業の実施期間

上記 2 に記載するものが、酒類製造免許を受けた日

5 当該規則の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、民宿・旅館業等を営む特定農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を生産する場合には、酒造法第 7 条第 2 項の特例措置を講じ、製造免許に係る最低製造数量基準 6,000 リットルを適用しないこととし、酒類製造免許を受けることが可能となる事から、羽咋市の新たな特産品開発による滞在型観光の促進、農村地域における新たな起業による地域振興を図るためにも、当該特例措置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となり、これを受ける義務が生じる。